

尾花沢市大石田町環境衛生事業組合ごみ処理施設建設工事 公募型プロポーザル実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、尾花沢市大石田町環境衛生事業組合が発注するごみ処理施設建設工事に係る優先交渉権者の選定を、公募型プロポーザルにより実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 公募型プロポーザルとは、ごみ処理施設(ごみ焼却施設及びリサイクル施設)建設工事に関する同種工事の実績を有する事業者(以下「事業者」という。)より、豊富な経験と高度な技術力に基づく提案書を求め、価格のほかに価格以外の技術的な要素を評価の対象に加える(以下「総合評価」という。)ことで、技術と価格の両面から最も優れた者を、優先交渉権者として選定する方式をいう。

(事業者選定委員会の設置)

第3条 管理者は、公募型プロポーザルの実施にあたり、事業者選定委員会を設置するものとする。

(技術支援の要請)

第4条 管理者は、公募型プロポーザルの実施にあたり、必要と認めるときは、相応の知識と経験を有する第三者の専門家に、技術的な支援を要請することができるものとする。

(優先交渉権者の選定等)

第5条 管理者は、公募型プロポーザルにおける優先交渉権者選定基準を定める場合及び優先交渉権者を選定する場合は、事業者選定委員会の審議を経なければならないものとする。

(選定結果の公表)

第6条 管理者は、優先交渉権者を選定したときは、各事業者の総合評価の結果を速やかに公表するものとする。

(選定結果の説明)

第7条 事業者は、前条の公表を行った日から起算して5日以内(準用する尾花沢市の休日を定める条例(平成2年条例第17号)に規定する市の休日(以下「準用する市の休日」という。)を除く。)に書面を提出することにより、総合評価の結果について説明を求めることができる。

2 管理者は、前項の求めについて、当該書面を受理した日の翌日から起算して、10日以内(準用する市の休日を除く。)に、説明を求めた者に対し書面により回答するものとする。

3 管理者は、前項の規定による回答を行うにあたり、事業者選定委員会の意見を聴くことができるものとする。

(評価内容の担保)

第8条 管理者は、優先交渉権者として選定された者の提案のうち、選定に反映された事項について、その履行を確保するための措置及びその履行ができなかった場合の措置について、あらかじめ取り決めておくものとする。

(提案書の取扱)

第9条 管理者は、事業者から提出された提案書については、公表しないものとする。

(提案書の作成費用)

第10条 提案書の作成に要した一切の費用は、事業者の負担とする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、公募型プロポーザルの実施に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年11月20日から施行する。

(要綱の効力)

2 この要綱は、ごみ処理施設建設工事の契約締結日まで、その効力を有する。